

平成二十六年農林水産省・環境省令第一号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令

エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第七条第一項及び第二項第五号並びに第八条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令を次のように定める。

(設備整備計画の認定の申請)

第一条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(以下「法」という)第七条第一項の規定により設備整備計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面(申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類)

二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

三 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の位置を明らかにした図面

四 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の規模及び構造を明らかにした図面

五 法第七条第一項の規定による申請に係る設備整備計画(以下この条及び次条において単に「設備整備計画」という。)に法第七条第一号に掲げる行為を記載する場合にあっては、その者が申請者である場合は、その登記事項証明書に係る書類

イ 次に掲げる者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面(その者が申請者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。)

(1) 当該行為に係る農地を農地以外のものにする者

(2) 当該行為に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれら権利を設定し、又は移転しようとする者

ロ 当該行為に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

ハ 当該行為に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他

の施設の位置を明らかにした図面

ハ 当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面

ホ 当該行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があつたことを証する書面

ヘ 当該行為に係る農用地が土地改良区の地区にあつては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)

ト その他参考となるべき書類

六 設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る森林の位置図及び区域図

ロ 当該行為に関する計画書

ハ 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

二 申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書

イ 当該行為に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれら権利を設定し、又は移転しようとする者

ロ 当該行為に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

ハ 当該行為に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他

の施設の位置を明らかにした図面

ハ 当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備をするために必要な資力及び

信用があることを証する書面

ホ 当該行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があつたことを証する書面

ヘ 当該行為に係る農用地が土地改良区の地区にあつては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)

ロ 当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

ハ 当該行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

二 当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

ホ 当該行為(道路の新築及び農林漁業のために復興継続して行われるもの)を除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上ある場合、当該行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築(自然公園法の規定による許可を受け、又は受けたことが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

(1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

(2) 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

(3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

(4) 当該行為の施工方法に代替する施工方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施工方法及び当該方法に代替する施工方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

ハ 当該行為が掘削する場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第一條の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面

二 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程

ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第十二条第二項において準用される同法第四条第一項第一号から第三号まで又は同法第十二条第三項において準用される同法第四条第一項第一号若しくは第三号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類

二 同法第四条第一項第一号から第三号まで又は同法第十二条第三項において準用される同法第四条第一項第一号若しくは第三号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書類

イ 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図

ロ 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備並びに当該行為に係る設備の構造図

ハ 設備の構造図

二 当該行為のための施設の位置、構造及び

ハ 当該行為のための施設の位置、構造及び

(設備整備計画の記載事項)
第二条 法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の使用期間

二 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

三 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

四 設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項の許可に係るものに限る。)を記載する場合にあっては、次に掲げる事項(当該行為が皆伐による立木の伐採に該当する場合にあっては、ハに掲げる事項を除く。)

イ 伐採箇所の所在及び面積
ロ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採材積
ロ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢

ハ 伐採箇所の所在及び面積
イ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採材積
ロ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採箇所の所在及び面積

チ その他参考となるべき事項
六 設備整備計画に法第七条第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該行為に係る森林の所在及び当該森林の土地の面積

ロ 当該行為の着手及び完了の予定年月日

ハ 四十九号)第三十四条第一項の許可に係るものに限る。)を記載する場合にあっては、次に掲げる事項(当該行為が皆伐による立木の伐採に該当する場合にあっては、ハに掲げる事項を除く。)

イ 伐採箇所の所在及び面積
ロ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採材積
ロ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
イ 伐採箇所の所在及び面積

ハ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齋
イ 伐採箇所の所在及び面積

記載する場合を含む。)にあっては、次に掲げる事項

イ 当該行為が海岸法第八条第一項第二号に掲げる行為(森林法第三十四条第二項の許可に係るものに限る。)を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

ハ 土石(砂を含む。以下同じ。)の採取の期間

イ 土石(砂を含む。以下同じ。)の採取の場所

ハ 土石の採取の方法

イ 土石の採取の方法

ハ 土石の採取の方法

(設備整備計画の変更の申請)

第三条 法第八条第一項の規定により設備整備計画の変更の認定を受けようとする認定設備整備者

ハ 別記様式第二号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

ハ 前項の申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画作成市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

ハ 一 当該設備整備計画に従つて行われる法第七条第二項第一号の整備及び同項第二号の取組の実施状況を記載した書類

ハ 二 第一条第二項各号に掲げる書類(設備整備計画の軽微な変更)

ハ 一 住所(法人又は法人でない団体にあっては、事務所の所在地)の変更

ハ 二 法第八条第一項ただし書の農林水産省令(環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとす

るものとする。

ハ 一 住所(法人又は法人でない団体にあっては、事務所の所在地)の変更

ハ 二 法第七条第一項第四号に掲げる事項の変更(未満の増減を伴うもの)

ハ 三 前二号に掲げるもののほか、設備整備計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

ハ 一 この省令は、法の施行の日(平成二十六年五月一日)から施行する。

二 附則

(別表2)
再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の発展に資する取組を実施するため必要な資金の額及びその調達方法

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するため必要な資金の額及びその調達方法 ((2) の場合は除く。)

(単位: 千円)

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法						(単位: 千円)
			①申請者による資金	②申請者による発電収益資金	③発電事業による発電収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他	
合 計									

(注) 1 取組内容が年ごとに異なる場合にあっては、それぞれごとに記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含めて記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名前、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「発電事業による発電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 農林漁業関連施設を整備するため必要な資金の額及びその調達方法

(単位: 千円)

番号	取組の種類・用途等	実施者	必要な資金の額			調達方法					
			①借入金 ②初期投資の運転資金 合計	③申請者による資金	④申請者による発電収益	⑤借入金等	⑥補助金等	⑦その他	合計	備考	
ア											
イ											
ウ											
合 計											

(注) 1 (別紙)の3 (2) ①の農林漁業関連施設の整備の内容の番号に対応するように記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含めて記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名前、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「発電事業による発電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

別表3-1-1(1) 農林漁業関連施設の整備の内容 (別紙3各1項) 領用											
1 土地の所有状況		2 土地の利用状況		3 土地の位置		4 土地の特徴		5 土地の面積		6 土地の登記簿面積	
所有者の氏名	所有者登記番号	所有者の氏名	所有者登記番号	土地の所在地	測量	所有者の氏名	所有者登記番号	登記簿面積	登記簿面積	登記簿面積	登記簿面積
ア		イ		ウ		エ		オ	カ	カ	カ
4 利用の時期											
工事計画	着工の年月日	完成の年月日	開業の年月日	運営開始の年月日	運営終了の年月日	工事計画	着工の年月日	完成の年月日	開業の年月日	運営開始の年月日	運営終了の年月日
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
5 施設の構造等											
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

(注) 1 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
2 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
3 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
4 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
5 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
6 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
7 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
8 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
9 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
10 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
11 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。
12 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各1項の領用欄に記載すること。

別表3-1-2(1) 農林漁業関連施設の整備の内容 (別紙3各2項) 領用											
1 土地の所有状況		2 土地の利用状況		3 土地の位置		4 土地の特徴		5 土地の面積		6 土地の登記簿面積	
所有者の氏名	所有者登記番号	所有者の氏名	所有者登記番号	土地の所在地	測量	所有者の氏名	所有者登記番号	登記簿面積	登記簿面積	登記簿面積	登記簿面積
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	エ	オ	カ	カ	カ	カ
4 利用の時期											
工事計画	着工の年月日	完成の年月日	開業の年月日	運営開始の年月日	運営終了の年月日	工事計画	着工の年月日	完成の年月日	開業の年月日	運営開始の年月日	運営終了の年月日
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
5 施設の構造等											
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

(注) 1 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
2 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
3 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
4 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
5 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
6 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
7 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
8 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
9 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。
10 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。

11 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。

12 地図を複数枚提出する場合にあっては、複数枚に渡る場合は、別紙3各2項の領用欄に記載すること。

(別表3-3)

清流復活事業を第1項の特例措置(必要に応じ)

1 渔港の名称	
2 行為の内容	
(1) 構造	
(2) 施則	
(3) 地形	
(4) 環境	
(5) 資産	
(6) その他	

(1) 「開拓」欄には、工事の建設地を記入し、その裏面の、土の量、土の質、土の採取地を記入すれば、土、汚水の採取地に「汚水採取地」と記入すれば「汚水地の裏面の土を記入すること」。

(2) 「開拓」欄には、工事の建設地を記入し、その裏面の、土の量、土の質、土の採取地を記入すれば、「汚水採取地」欄には、「汚水採取地」と記入すれば「汚水地の裏面の土を記入すること」。

(3) 「開拓」欄には、工事の建設地を記入し、その裏面の、土の量、土の質、土の採取地を記入すれば、「汚水採取地」欄には、「汚水採取地」と記入すれば「汚水地の裏面の土を記入すること」。

(4) 「開拓」欄には、工事の建設地を記入し、その裏面の、土の量、土の質、土の採取地を記入すれば、「汚水採取地」欄には、「汚水採取地」と記入すれば「汚水地の裏面の土を記入すること」。

(別表3-4-(1))

「精神」の攻撃又は防衛の属性

[View Details](#)

海原保全区域の 占面の期間	
海原保全区域の 占面の場所	
工事実施の方法	
工事実施の期間	

(注) 1 「海岸保全区域の占有的期間」欄には、「工事実施の期間」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は森林業兼営施設の整備を行う期間と同一に内容となる場合にあっては、「別紙と同様」と記載すること。
2 「海岸保全区域の占有的期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は森林業兼営施設の整備に供する土地の所在及び地番と同一に内容となる場合にあっては、「別紙と同様」と記載すること。

(別表3-4-②)

会議文は施設の番号

海岸法第8条第1項第1号の特例措置（法第15条）関係	
土石の採取の期間	
土石の採取の場所	
土石の採取の方法	
土石の採取量	

(5) 1 「土石」には、砂を含む。
2 「土石の採取の規制」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業開発施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
3 「土石の採取の規制」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業開発施設の間に供する土石の所定及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表3-4-③)

機関又は施設の専門

地図又は工作物を 新設又は改修する場所	
工事実施の方法	
工事実施の期間	

(注) 1 「施設又は工作物を新設又は改築する場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業開拓整備の用に当たる土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
 2 「工事業実施の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業開拓整備の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表3-4-④)

行為の内容
行為の期間
行為の場所
行為の方法

(注) 1 「行為の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業用廻地設置の許認可を行う時期に同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同様」と記載すること。
2 「行為の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業用廻地設置の許認可する土地の所在地及び地番と同一内容となる場合にあっては、「別紙と同様」と記載すること。

(別表3-5-(D))

国立・国民公園名	○
行政の組織	○
職 員	○
行為地図及び その付記の状況	○
工事物の新築等	○
木質の植栽	○
武道の施設は どうなっていますか	○
4種類の生態系 あるとされる場所 及び生态系の行方	○
土地利用規制場所	○
開拓行為の必要性	○
廃棄物の適切な取扱い	○
備 考	○
備 考	○
備 考	○

(注)「施設」には、都道府県、市町村、丁字、小字、地番（地名）等を記載すること、なお、これが生産可否等による電気設備は農業用機械の販売に供する土地の所在地及び地番と区内外となる場合は、「都道府県」と記載すること。

2 「行為等及びその状況」欄には、地域、被災属性の表示状況など必要な事項を記載すること、なお、必要に応じてその欄を複数回に表示すること。

3 「工作物の説明」欄には、工作物の種類、形状、構造、機能、主要材料、外部の仕様及び色彩を記載すること。

4 「木竹の説明」欄には、枝葉特徴、伐倒面積、伐倒面積を記載すること。

5 「鉱物の採掘又は土石の採取」欄には、

(7) その他、行為の施行方法の表示に必要な箇面

(別表3-5-②)

日本公報第53号第1項及び第2項の特物標識（法第14条第2項）関係			
圖面・圖説・圖案等			
（行為の種類） 開 業			
（登録登記の その他の登録） 工事の新規登録			
（既存の登録は 止む）登録			
（本店（支店）の増減 又は新設の届出） 新設登録			
（地元販売店の開業 閉鎖）開業の届出			
施行後約1月の数値			
被 手	年	月	日
実 実	年	月	日
開 始			

(注) 1 「漁港」欄には、都道府県、市町、村町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。
なお、これらが再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の落
在及び権利と共に内容にある場合にあっては、「漁港と同じ」と記入せらるること。
2 「行為並びにその他の付帯」欄には、地盤、被災地盤の仕分けなどに係る地盤

- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地盤、構造等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を別用面に表示すること。
- 3 「工作物の範囲等」欄には、工作物の種類、地盤面積、開闢、傾斜、主材料、外郭の仕上げ及び色番を記載すること。
- 4 「鉱物の探査又は土石の採取」欄には、鉱物（土石）の種類、規模（採取）方法、調査

4 「既存の機械は工場の『体験』」欄には、既存（工場）の種類、機械（体験）方仮、機械（接続）量、接続（接続）設置、接続（接続）後の土地の形状を記載すること。

5 「水位（水量）に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位（水量）の増減の反応範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為、設備等、水位（水量）の増減の内容を記載すること。

別記様式第2号（第8条関係）

改修整備計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 様

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた設置整備計画について、下記のとおり変更したいので、森林法第8条第1項に規定する権限と調査のため生ずる手続の実施に係る法律第8条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 变更事項の内容
- 2 变更理由
- 3 交付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合は、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 变更事項の内容については、変更と変更を区別して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本規格A4とすること。